

## 伊万里グリーン・ツーリズム推進協議会規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、伊万里グリーン・ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、伊万里の豊かな農山漁村において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をとおして、農山漁村の活性化を図り都市と地域住民の共生の構造を構築することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ・ 農林漁業の体験に関すること。
- ・ 伊万里むら泊に関すること。
- ・ 都市との交流活動に関すること。
- ・ グリーン・ツーリズムの実践者の育成及び資質の向上等に関すること。
- ・ 地域資源のネットワーク化と情報発信に関すること。
- ・ その他目的達成のために必要な事業に関すること。

### (会員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- ・ 正会員 伊万里市内においてグリーン・ツーリズムを実践している個人、団体及び実践しようとしている個人
- ・ 賛助会員 協議会の目的に賛同し、これを協力、支援する個人及び団体

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- ・ 会長 1人
- ・ 副会長 2人
- ・ 幹事 若干名
- ・ 監事 2人

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、事務及び会計を監査する。

(役員選任)

第7条 会長、副会長、幹事及び監事は、総会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第10条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会の議長は、会長若しくは会長が指名する者。

4 総会は会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会は、次の事項を審議、決定する。

- ・ 規約の制定及び改廃に関すること。
- ・ 役員選出に関すること。
- ・ 事業計画及び推進に関すること。
- ・ 予算及び決算に関すること。
- ・ その他協議会の運営に関する重要な事項。

(幹事及び幹事会)

第11条 協議会に、幹事で構成する幹事会を置く。

2 幹事会には、幹事の互選により幹事長を置き、幹事長は幹事会の会務を総括する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

4 幹事会は、次の事項を議決する。

- ・ 総会に付議する事項
- ・ 総会から委任された事項

- ・ その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

5 幹事会は、幹事長が必要と認めるときは、会員その他の者を招集することができる。

(部会)

第12条 協議会の円滑な運営と特定の事項を協議するため、協議会に次の部会を置く。

- ・ 総務部会（事業の企画立案及び庶務、会計に関すること）
- ・ 体験部会（体験に関すること。）
- ・ むら泊部会（宿泊に関すること。）
- ・ 畑レス部会（畑の中のレストランに関すること。）

2 部会には、部会員の互選により部会長を置く。

(経費)

第13条 協議会の運営にかかる経費は、事業収入、補助金、助成金、会費、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までに終わるものとする。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、伊万里市観光課内に事務局を置く。

(専決)

第16条 事業遂行上急を要する事項については、会長が専決することができる。  
2 前項の規定による専決事項については、速やかに幹事会で報告しなければならない。

(解散時の地位の継承及び財産の処分)

第17条 協議会を解散した場合には、伊万里市にその地位を継承するものとする。

2 協議会を解散した場合には、その債務を弁済して、なお、残余財産があるときは、総会の議決を経て伊万里市に寄付するものとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、設立総会議決の日（平成21年3月30日）から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月29日から施行する。